

# 選挙規約

## 第1章 総 則

第1条 この規約は生徒会会則第46条に基づきこれを定め、生徒会会長、同副会長・同書記・同会計の公選に際して適用し、選挙人の自由な意志によって公明かつ適正な選挙が行われることを目的とする。

第2条 この規約に基づいて行われる選挙の事務は、選挙管理委員会（以下選管委員会と称す）が管理遂行する。

## 第2章 選挙管理委員会

第3条 選管委員会は、選挙が公明かつ適正に行われる様に常にあらゆる機会を通じて会員の選挙に関する関心を高めるように努めるとともに、特に選挙に際しては、投票の方法その他選挙に関して必要と認める事項を会員に周知させなければならない。

第4条 選管委員会は、各ホームルームの信任ある選挙管理委員（以下選管委員と称す）より構成される。

第5条 委員長・副委員長は選挙委員の中から1名ずつ互選する。

第6条 選管委員会の定足数は、全選管委員の4分の3とし、その議事は原則として出席者の3分の2をもって決定する。

第7条 委員長は、認証式において生徒会本部役員（以下本部役員と称す）に選挙の経過報告を行うものとする。

## 第3章 選挙権及び被選挙権

第8条 全会員は選挙権及び被選挙権を有する。

ただし、次の事項に該当する者は選挙権及び被選挙権を有しない。

第1項 長期欠席中の者及び休学中の者

第2項 選挙期間中家庭謹慎を受けている者

第3項 選管委員（ただし、本部役員選挙の際の被選挙権のみ）

## 第4章 選挙期日

第9条 本部役員の任期満了による選挙は前期は5月・後期は10月に行うものとし、選挙期日は少なくとも15日前に選管委員会より公示されなければならない。

## 第5章 投 票

第10条 投票は選管委員会の指定した用紙で一斉に行うものとする。ただし、選挙当日、対外試合や就職試験等の理由により投票できない者は、選管委員会の定める方法により不在投票できるものとする。

第11条 選挙人は、各選挙につき定員数だけの、票を投ずることができる。ただし、対立候補のない場合は信任投票を行うものとする。

第12条 投票用紙及び選挙方法は、その都度委員会が定める。

## 第6章 開 票

第13条 開票立会人は、生徒会顧問2名と各立候補者が本人の承諾を得て、定めた者1名とする。ただし、開票立会人1名を定めるか否かについては、各候補者の自由とする。

第14条 選管委員会は、あらかじめ公示した場所において、投票終了後、直ちに開票を行い、速やかに結果を公示しなければならない。

第15条 次の項に該当する票は無効とする。

第1項 正規の用紙を用いなかった票

第2項 候補者でない者、又は候補者となることができない者に投票した票

第3項 一票に定められた人数以上の立候補者に投票した票

第4項 前項の規定外、票の効力の有無が明らかでない場合は、開票立会人の意見を聞き、選管委員会が決定する。

第16条 開票結果は、選出された者の任期が終わるまで、選管委員会が、保管するものとする。

### 第7章 立候補者

第17条 本部役員選挙に立候補しようとする者は、公示のあった日から、選挙期日7日前までに、届出用紙でその旨を選管委員長に届け出なければならない。

第18条 候補者を推薦するときは、本人の承諾を得て、第17条の期間内に文書でその旨を届け出ることができる。

第19条 立候補受付期間中に、立候補がなかった場合は各学年、各組より、1名以上の候補者をたてなければならない。その際、選管委員会は候補者の承諾を得て、定数が充足されるよう調整することができるものとする。

第20条 選管委員が立候補するときは、その職をやめなければならない。

### 第8章 当選人

第21条 各選挙において有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、次に示す得票数に達しない場合、又は得票数が同じである場合には、上位2名の決選投票を行うものとする。

生徒会長 有効投票の2分の1

副会長、書記、会計 有効投票の4分の1

第22条 対立候補がない場合は、信任投票を行い有効投票数の過半数を得た者を当選人とする。

第23条 当選人に対して異議のある者は選挙日から5日以内に文書で選管委員長に異議を申し立て、委員長が認めたときは当選人を一時保留し、直ちに選管委員会を開き当選人を定めなければならない。

第24条 当選人は選挙期日より30日以内に欠員を生じた場合は第21条の得票数をみたく候補者から選管委員会が当選人を繰り上げて決定するものとする。

### 第9章 補欠選挙

第25条 第24条により当選人が得られない場合又は、30日経過後に欠員を生じた場合は、

選管委員会は補欠選挙を行わなければならない。

第 26 条 補欠選挙は、欠員を生じた日から 20 日以内に行うものとする。

### 第 10 章 選挙運動

第 27 条 選挙運動は、立候補の届け出をした日から、当該選挙期日の前日までとする。

第 28 条 第 8 条のただし書きの規定に該当する者は、選挙運動をすることができない。

第 29 条 次の事項に該当する運動をしてはならない。

- (1) 署名運動
- (2) 物品の提供
- (3) 授業中の運動
- (4) 校外での運動

第 30 条 選挙運動のために使用する紙の枚数、掲示場所等は選管委員会で定める。その際  
掲示する文書・図画には選管委員会及び生徒指導部の承諾を必要とする。

第 31 条 第 27 条より第 30 条までの規定に違反した場合は選管委員会において適切な処置  
をするものとする。

第 32 条 選管委員会は立会演説会を開催しなければならない。ただし、放送をもってこれ  
にかえてもよい。

第 33 条 選管委員会は、立会演説会の開催予定日時・場所を 3 日前までに公示し、演説の  
順序・方法を定めなければならない。

第 34 条 候補者は、立会演説会において応援弁士を依頼することができる。ただし候補者  
1 名に対して、1 名に限る。

### 第 11 章 リコール

第 35 条 選挙人は全校生徒の 3 分の 1 以上の署名を選管委員会に提出すれば、リコール請  
求が成立する。このとき、選管委員会は直ちにリコール投票を行い、選挙人の意志を問わ  
なければならない。

第 36 条 リコールは、リコール投票における選挙人の 2 分の 1 以上の不信任をもって成立  
する。

第 37 条 リコールが成立した場合、選管委員会は第 24 条・第 25 条に基づいて直ちに欠員  
を補充しなければならない。

### 第 12 章 付 則

第 38 条 この規約は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

### 暴風警報・特別警報発令時の措置について

- 1 午前0時以降、『特別警報』が京都・亀岡、山城中部、山城南部の区域のいずれかに発令された場合は、解除の有無に関わらず生徒は臨時休業（家庭学習）とする。但し、自宅にある場所で発令された場合も同様の措置とする。
- 2 午前7時現在、『暴風警報』が京都・亀岡、山城中部、山城南部の区域のいずれかに発令されている場合は、生徒は自宅待機とする。
- 3 午前10時現在、『暴風警報』が引き続き発令されている場合は臨時休業（家庭学習）とする。
- 4 午前10時現在、『暴風警報』が解除されている場合は、第5校時より授業を行う。（13：30～SHR、13：50授業開始）
- 5 生徒が在校中、『暴風警報』又は『特別警報』が発令された場合は、状況判断のうえ措置する。
- 6 休日等に部活動・模擬テスト等が行われている場合も、上記1～5に準じる。

### 「避難指示」発表時の対応について

- 1 午前0時以降、学校の所在地（向島秀蓮小中学区）を含む地域に『避難指示』が発表されている場合は、解除の有無に関わらず生徒は臨時休業（家庭学習）とする。
- 2 午前0時以降、自宅の地域または登下校途中地域に『避難指示』が発表されている場合は自宅待機とし、解除の後に安全が確保されるまでは登校しない。
- 3 生徒が在校中、『避難指示』が発表された場合は、状況判断のうえ対応する。

### 交通機関不通時について

- 1 交通機関不通でやむを得ず遅刻又は欠席した生徒は、HR担任を通じて教務部まで届け、承認された場合は出席扱いとする。